

三田市手数料条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>第1条～第6条 省略 別表(第2条関係) (1)～(72) 省略 (73) 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第20条の2第8項又は第38条の4第18項の規定に基づく特定の民間再開発事業認定申請手数料 31,000円 (74) 租税特別措置法施行令第25条の4第2項又は第39条の7第13項の規定に基づく特定民間再開発事業認定申請手数料 32,000円 (75) 租税特別措置法施行令第25条の4第16項又は第39条の7第15項の規定に基づく地区外転出事務認定申請手数料 24,000円 以下省略</p>	<p>第1条～第6条 省略 別表(第2条関係) (1)～(72) 省略 (73) 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第20条の2第13項又は第38条の4第22項の規定に基づく特定の民間再開発事業認定申請手数料 31,000円 (74) 租税特別措置法施行令第25条の4第2項の規定に基づく特定民間再開発事業認定申請手数料 32,000円 (75) 租税特別措置法施行令第25条の4第16項の規定に基づく地区外転出事務認定申請手数料 24,000円 以下省略</p>

三田市手数料条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
<p>第1条～第6条 省略 別表(第2条関係) (1)～(76) 省略 (77) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可手数料 ア～イ 省略 ウ 屋外タンク貯蔵所(特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所、浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。))及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。  (ア)～(ウ) 省略 エ 準特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。) 530,000円 オ 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。) (ア)～(ク) 省略</p>	<p>第1条～第6条 省略 別表(第2条関係) (1)～(76) 省略 (77) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可手数料 ア～イ 省略 ウ 屋外タンク貯蔵所(特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所、浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。))、<u>浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。))</u>及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。  (ア)～(ウ) 省略 エ 準特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所、<u>浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所</u>及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。) 530,000円 オ 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所、<u>浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所</u>及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。) (ア)～(ク) 省略</p>

カ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所

- (ア) 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 1,120,000 円
- (イ) 危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 1,330,000 円
- (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 1,480,000 円
- (エ) 危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 1,830,000 円
- (オ) 危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 2,120,000 円
- (カ) 危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 4,330,000 円
- (キ) 危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 5,570,000 円
- (ク) 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 6,770,000 円

キ～テ 省略

以下省略

カ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所

- (ア) 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,120,000 円
- (イ) 危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,330,000 円
- (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,480,000 円
- (エ) 危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,830,000 円
- (オ) 危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 2,120,000 円
- (カ) 危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 4,330,000 円
- (キ) 危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 5,570,000 円
- (ク) 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 6,770,000 円

キ～テ 省略

以下省略